

退去命令等対応要領の改正について

■経過

「草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例（以下、「コンプライアンス条例」という。）」を平成21年4月から施行し、同条例に基づき、不当要求行為等対応方針を作成し、市の統一的な実践に向けての具体的な不当要求行為等防止対策について定めています。その中に規定されている退去命令等対応要領について、現行の手順では下記の課題があり、より効果的かつ効率的に退去命令書を発するため、退去命令の手順を変更いたします。

■課題

- ・ 退去命令に際しての「注意」と「警告」の基準が、相手方にとって曖昧である。
- ・ 職員に強制力がないため、相手方に退去命令を発しても退去を促し続けるしかない。
- ・ 退去命令を発した後に不法行為がある可能性が高く、その防止措置が講じられていない。

■草津警察署との協議結果

草津警察署との協議結果は下記のとおりで、警察本部も退去命令の手順を変更することを了承いただいております。

- ・ 実務上、不退去罪は現行犯でないと立件しにくい。
- ・ 証拠収集の観点から、警察官の立会いがあるなかで退去命令を発している状況を現認しておきたい。
- ・ 退去命令後、不退去罪を適用しなくても、警察官による指導や即時強制が可能。

■改正内容

- ① 注意後の警告で退去しない場合に警察へ通報する。
- ② 警察官と合流した時点で、退去命令を発するかどうかの判断を行う。
- ③ コンプライアンス条例(条例に基づかない事例は庁舎管理権)に基づき、警察官の立会いを得て退去命令を発する。
- ④ 退去命令を発した後の措置は警察官に委ねる。

■今後のスケジュール

- ・ 2月3日 部長会議
- ・ 2月上旬 「新・退去命令手順」運用開始、「退去命令等対応要領」改正
～下旬 研修会実施

■今後の課題

「新・退去命令手順」について、インフォメーションおよび研修会（参加希望制）を実施することにより、周知徹底してまいります。